

平成20年 8 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成20年 8 月11日 開会

平成20年 8 月11日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 2 0 年 8 月 横 芝 光 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (8 月 1 1 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
議案第 1 号ないし議案第 3 号の上程、説明.....	4
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	7
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	9
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	9
閉会の宣告.....	11
署名議員.....	13

平成20年8月横芝光町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成20年8月11日(月曜日)午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第3号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号 横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第2号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 7 議案第3号 平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川		忠	君	
3番	實	川		隆	君	4番	川	島		仁	君	
5番	齊	藤		隆	君	6番	若	梅	喜	作	君	
7番	川	島	富	士	子	君	8番	鈴	木	克	征	君
9番	野	村	和	好	君	10番	山	崎	貞	一	君	
11番	伊	藤	囿	樹	君	12番	嘉	瀬	清	之	君	
13番	川	島		透	君	14番	鈴	木	唯	夫	君	
15番	八	角	健	一	君	16番	川	島	勝	美	君	
17番	越	川	輝	男	君	18番	越	川	洋	一	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理	事	布施勇君
総務課	長	小堀正博君	企画財政課	長	高蝶文徳君
食肉センター	長	土屋文雄君	東陽病院	長	田鍋悦央君

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書	記	須合京子
---	---	------	---	---	------

開会の宣告

議長（八角健一君） 改めまして、こんにちは。

これより平成20年8月横芝光町議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

1番議員 杉 森 幹 男 君

9番議員 野 村 和 好 君

を指名します。

会期の決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告いたします。

議案第1号ないし議案第3号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第4、議案第1号ないし議案第3号を一括議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めまして、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、また大変な猛暑の中、平成20年8月横芝光町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、公私ともにご多用中の中、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

日ごろは、行政運営各般にわたり、皆さんの温かいご理解とご協力を賜っていますことを、まず御礼を申し上げ、特段、先月7月末より始まりました、まちづくり地区座談会におきましては、地区の議員さんを初め、多くの皆さんのご出席を賜っていますことを重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

この、まちづくり地区座談会、12月21日までの29回にわたることでございますので、今後とも一つ地区議員さんを初め、よろしくお願いをしたいと存じております。

結びに、大変暑い、先ほど申し上げましたとおり酷暑のことしの夏でございます。議員各位の皆様方におかれましては十分お体をご自愛の上、この夏を乗り切ってくださいようお願いを申し上げ、提案理由の説明に入らせていただきます。

議案第1号の横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

議案第2号の損害賠償の額を定めることについてであります。本案は、平成3年10月25日に東陽病院で施行した子宮全摘出手術において、ガーゼを腹腔内に置き忘れたことに起因し、本年3月8日に腹痛を訴え他院を受診し、同年3月17日にガーゼを取り除く手術を施行した症例について、患者及び家族から損害賠償請求が提起されておりましたが、損害賠償を支払うことで和解する内諾を得たことから、損害賠償の額を決定することについて、横芝光町病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めべく提案したものでございます。

議案第3号の平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、本案は、議案第2号の損害賠償に係る保険金収入及び損害賠償金の支出について補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入支出にそれぞれ54万4,000円を追加し、収益的収支予算の総額をそれぞれ12億8,509万7,000円とすべく提案したものであります。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長(八角健一君) 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長、高蝶文徳君。

〔企画財政課長 高蝶文徳君登壇〕

企画財政課長(高蝶文徳君) それでは、議案第1号につきましてご説明を申し上げます。

資料は議案つづり1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号 横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結について。

横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

まず、契約の目的であります。横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約であります。

契約の方法は、一般競争入札によるものであります。

契約金額が、5,229万円、うち消費税及び地方消費税の額249万円であります。

契約の相手方は、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役、畔蒜毅。

以上、本案は、横芝光町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する、予定価格が5,000万円を超える工事の契約であるため、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 高蝶文徳君降壇〕

議長(八角健一君) 続きまして、議案第2号及び議案第3号について、東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長(田鍋悦央君) それでは、議案第2号の損害賠償の額を定めることについ

てでございますが、補足説明をさせていただきます。

東陽病院におきまして発生した医療事故の内容と、それに対する対応の状況をご説明させていただきます。

まず、患者は62歳の女性で、3月8日に腹痛を訴えて匝瑳市民病院で診察を受けましたところ、レントゲン写真から体内にガーゼが置き忘れられていることが確認されました。担当医が過去の手術歴を確認した結果、平成3年に東陽病院で手術を受けていることがわかりました。このため、3月10日に匝瑳市民病院の担当医がレントゲン写真を持参の上、東陽病院に説明に見えられまして、当院の院長を初め、関係職員で内容を伺い、当時の手術台帳を確認いたしましたところ、平成3年10月25日に手術を行っていることが確認できました。そのため、患者に謝罪の上、賠償の責任を認めたものでございます。その後、ガーゼの摘出手術が行われ、癒着等により他の臓器を摘出することもなく、手術は無事に終了することができました。しかしながら、東陽病院側の過失は明らかであるため、患者及びそのご家族と損害賠償に係る話し合いを行ってまいりまして、このたび和解により示談していただけることの内諾をいただきました。

なお、損害賠償金の額は、休業損害といたしまして過去3カ月の収入を基本に、入院から完治までの109日間を算定いたしまして25万2,117円。入院諸雑費として1日1,100円に入院日数28日を掛けまして3万800円。慰謝料は入院日数と通院日数を合わせた31日に基本額を掛けて26万400円。合わせまして54万3,317円を提案させていただくものでありますが、これにつきましては、病院が加入をしております医師損害賠償責任保険の会社から全額が支払われることとなります。

続きまして、議案第3号の説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第3号 平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算の補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

第2条の収益的収入及び支出予算におきまして、収入支出ともに既決予定額の12億8,455万3,000円に54万4,000円を追加し、12億8,509万7,000円に補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、3ページの補正予算説明書をごらんください。

収益的収入及び支出予算の収入で1款病院事業収益、2項医業外収益、7目その他医業外収益が54万4,000円の増額です。これは、議案第2号で説明をいたしました医療事故に係る

損害賠償の保険料収入であります。

支出につきましては、1款病院事業費用、2項医業外費用、7目雑損失、2節その他雑損失に、医療事故の相手方に支払う損害賠償金として54万4,000円の増額をしようとするものでございます。

以上、平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長（八角健一君） 以上で提案理由説明を終わります。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 横芝光町営東陽食肉センター施設改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） 議案第1号の施設改修に伴う請負契約であります。町営東陽食肉センターは地域の畜産業のかなめでもあり、ますます発展を願うものであります。今回の工事の大まかな内容というのはどのようなものか、ご説明願います。

議長（八角健一君） 食肉センター所長、土屋文雄君。

食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、齊藤隆議員に対するご質問に回答いたします。

本計画につきましては、平成19、20、21年の3カ年の中で計画をしております。今年度につきましては、当センターは今の地に昭和43年に移転をいたしているものでございまして、その当時に建設されました係留場、係留場といいますと豚を屠殺前に係留しておくというところございまして、これが2棟ございます。1棟が昭和43年につくられたもの。昭和54年に2棟目がつくられております。いずれも腐食等によりまして老朽化が進んでおりますので、この辺を改修したいというふうに考えております。

それと、もう1点。内臓処理室、豚の内臓を処理する部屋がございます。これにつきましても昭和43年に建設されたものでございまして、老朽化によりまして鉄骨等の腐食、また衛生面のほうもかなり老朽化しております。天井にアスベストがございますので、これを今回環境整備ということで、除去するということが今回の工事の計画です。

それらが主なものでございます。よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 一般競争入札に付したということですが、この入札の内容について説明を。

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） 一般競争入札という書き方になってはいますが、受注希望型という形で公告をいたしまして、1番最初に申し込みは9社ありましたが、当日1社が辞退ということで、実際には8社による入札が行われております。

その結果、ここにございますように畔蒜工務店が落札をしたと。本議会の議決を経た後に、実際には落札したことになりますので、現在はまだ落札予定者という形になっております。

以上です。

18番（越川洋一君） それじゃ、説明にならないよ。どんな流れで、この社に決まったのかというのを内容を言わないと。

〔「入札をやればその落札金額でその決まるんじゃない」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 企画財政課長、高蝶文徳君。

企画財政課長（高蝶文徳君） まず、落札の予定価格ですけれども、5,407万5,000円。これは税込みの価格でございます。落札価格が5,229万円。落札率で言いますと96.7%ということになるかと思えます。なお、この今回の入札につきましては、最低制限価格を設けてありまして、その最低制限価格は4,596万3,750円ということでありまして。

以上です。

議長（八角健一君） よろしゅうございますか。

18番（越川洋一君） よろしいですよ。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第2号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

18番（越川洋一君） ちょっと待って、質疑、質疑。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第3号 平成20年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。順次発言を許します。

18番（越川洋一君） じゃ、ここでやるか。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 結局、裁判所に調停を申し込んだということで、裁判所で話し合いをして和解したということですね。それで、話し合いをして額なんかもそのときに出してこういうことかということで、和解ということで、その額については前例等があって、さっき説明があったような中身はこういうことで、こういう金額なんだよとそういうふうな協議

をしたということですか。

議長（八角健一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） ただいまのご質問ですが、まず今回の事故につきましては、ガーゼの置き忘れということがあったということで、最初から過失は病院側にあるということは、これは認めざるを得ない状況でした。そういったことでありますので、これの過失を争うような裁判が行われたわけではございません。過失があるということは、それについて損害賠償を幾らすべきだということで、これにつきまして、いわゆる被害者側と言いますか、患者様側と相談、協議をしてきたという。

金額につきましては、一般的に損害賠償につきましては、自動車賠償責任保険、車の自賠責保険ですね。ああいったものと基本額というのは同じくするのが一般的だということでございまして、それらの基本額を示した上で、患者側と和解をしたということでございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） この患者さんには、おわびとお見舞いを申し上げるところであります。早い段階でこのような和解をしていただけたということには、感謝をしなくてはいけないのではないかなと思います。ただ、医療事故というのは東陽病院のみならず、ニュースでもたびたび出ますが、今後の再発防止策についてどのように検討されているのか、それを1点お願いします。

議長（八角健一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） 今回の事故につきましては、平成3年に発生したわけでございますけれども、現在はこういった医療事故を防ぐという意味で、病院においても医療事故防止対策委員会という組織を立ち上げてございます。ここで、また毎月いろんなヒヤリ・ハットと言われる医療事故まではいかないもの、あるいは、ある程度のレベル、低いレベルの事故、そういったものがあつた事例について、それらの内容を分析しながら大きな事故につながらないように対策をしております。また、それらの委員会を運営するに当たりまして、病院の医療事故防止のための安全管理指針というものを設けまして、それに基づいて対策あるいは予防しているというところでございます。

議長（八角健一君） ほかにございませんか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（八角健一君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成20年8月横芝光町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 杉森 幹男

議員 野村 和好